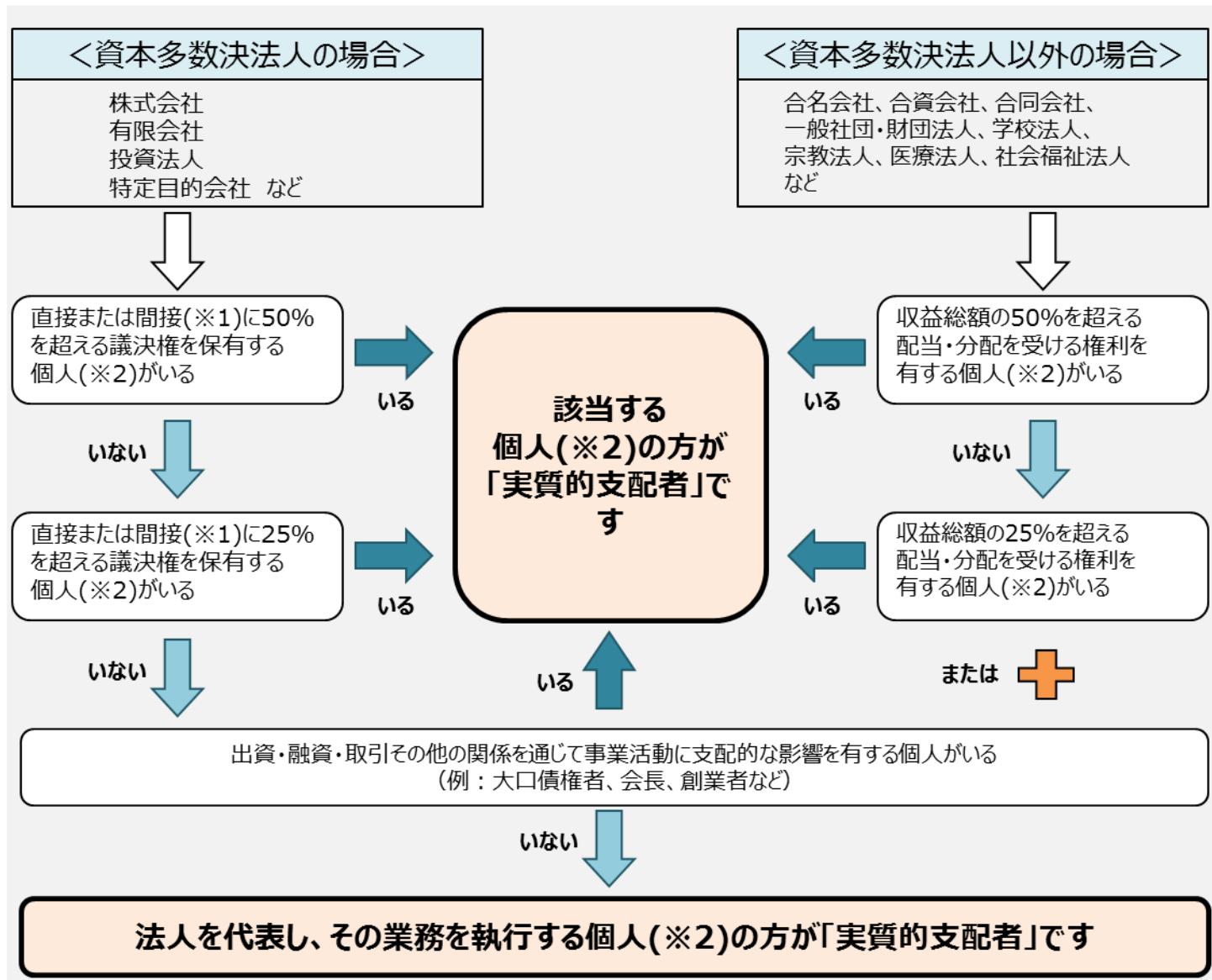


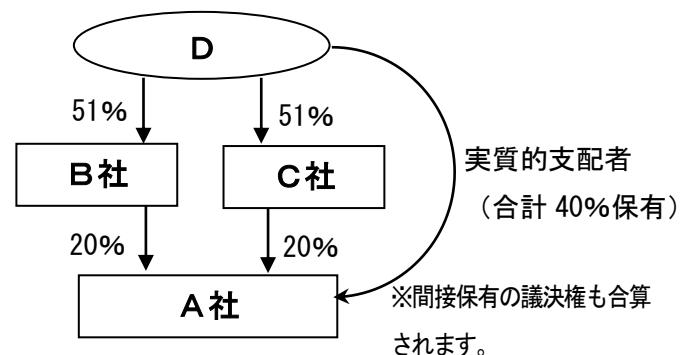
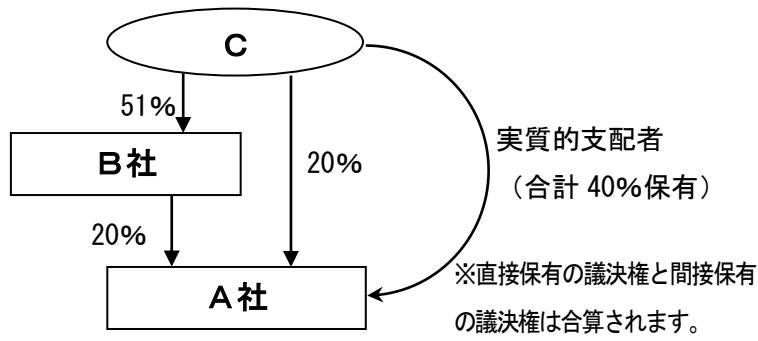
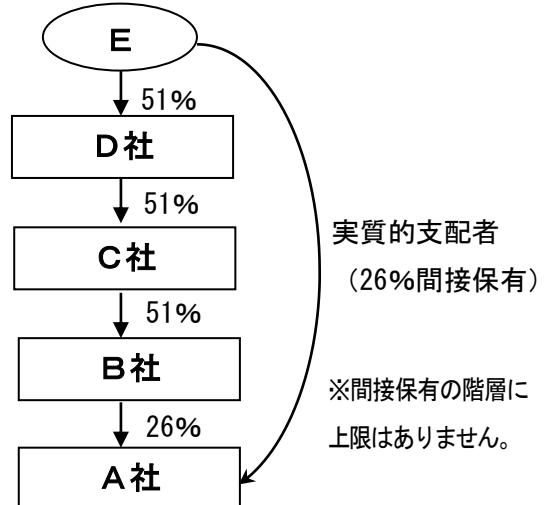
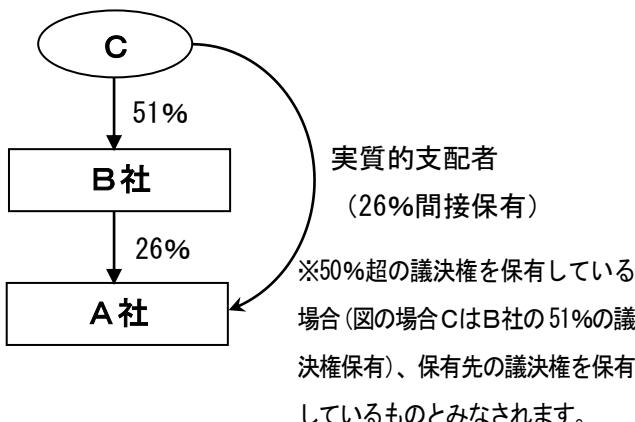
法人のお客さまに関する実質的支配者の確認について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、法人の事業経営を実質的に支配することが可能な関係にある個人の方（実質的支配者）の確認と、その個人の方の氏名・住所・生年月日等を確認させていただいておりますので、ご協力をお願いします。



- 50%を超える議決権を保有する個人、あるいは 50%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人の方がいる場合は、その個人の方で確定します。
- 間接保有とは「50%を超える議決権を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます。
- 病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、あるいは業務の執行を行うことのできない個人の方は実質的支配者に該当しません。
- (※1)(※2)については裏面をご確認ください。

(※1) 議決権を間接保有している場合とは以下の場合等です。



(※2) 実質的支配者は個人（自然人）となりますですが、国、地方公共団体、上場会社等は個人とみなします。

【個人とみなされる主な例】

①	国
②	地方公共団体
③	独立行政法人
④	国または地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している法人 (例) 国立大学法人
⑤	外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行または日本が加盟している国際機関
⑥	上場会社等